

社会福祉法人 みんなでいきる 介護老人保健施設 サンクス米山 通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会福祉法人 みんなでいきるが開設する老人保健施設 サンクス米山が実施する通所リハビリテーション（以下「当事業所」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションは、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション計画を立て実施し、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条

- 1 当事業所では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及びその他必要なリハビリテーションを行い、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。
- 2 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- 3 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 4 当事業所では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市町村と綿密な連携を図り、利用者が地域において総合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 5 当事業所では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者の視点を忘れることなく思いやりに満ちたサービス提供に努める。
- 6 サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- 7 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその身元保証人の了解を得ることとする。
- 8 通所リハビリテーションの提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(施設の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 事業所名 | 介護老人保健施設 サンクス米山
通所リハビリテーション事業所 |
| (2) 開設年月日 | 平成15年 9月12日 |
| (3) 所在地 | 上越市柿崎区上下浜219番地5 |
| (4) 電話番号 | 025-536-6622 |
| FAX番号 | 025-536-6625 |
| (5) 管理者名 | 竹山 茂 |
| (6) 介護保険指定番号 | 介護老人保健施設（1550380040号） |

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当事業所の従業者の職種、員数並びにその職務内容については次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(医師兼務)
当事業所に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
 - (2) 医師 1名以上
利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
 - (3) 看護職員 常勤換算で0.1名以上
医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
 - (4) 介護職員 4名以上
利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
 - (5) 理学(作業)療法士又は言語聴覚士 1名以上
医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し指導を行う。
 - (6) 栄養士又は管理栄養士 1名以上
利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行い、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。
 - (7) 事務長 1名
当事業所事務の統括管理及び管理者の補佐等を行う。
 - (8) 事務員 1名以上
介護保険給付その他会計事務及び施設運営上の庶務等を行う。
- 2 当事業所の都合により嘱託、臨時職員を置くことがある。
 - 3 当事業所は必要により業務の区分、範囲、内容を変更及び職員間の業務を調整する措置を講ずることがある。

(営業日及び営業時間)

第6条 通所リハビリテーションの営業日及び営業時間は以下のとおりとする。

- (1) 土日を除く、毎週月曜日から金曜日までの5日間を営業日とする。
(年末年始 12/30～1/3は休日とする)
- (2) 営業日の午前10時から午後4時までを営業時間とする。

(利用定員)

第7条 通所リハビリテーションの利用定員数は、30人の1単位とする。

(通所リハビリテーションの内容)

第8条 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士等によって作成される通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法及びその他必要なリハビリテーションを行う。

- ・ 通所リハビリテーション計画に基づき、入浴介助若しくは特別入浴介助を実施する。
- ・ 通所リハビリテーション計画に基づき、食事を提供する。
- ・ 通所リハビリテーション計画に基づき、居宅及び当事業所間の送迎を実施する。

(拘束の禁止)

第9条 当事業所は、利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、利用者について隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により、行動の制限をしない。

- 2 利用者について隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により、その行動を制限する場合は、利用者に対し事前に行動を制限する理由、手段や内容又は期間についてあらかじめ十分に説明する。また、この場合利用者の家族、後見人又は身元引受人等関係者に対し、あらかじめ行動を制限する理由、手段や内容又は期間について十分説明を行う。
事前の説明が間に合わなかった場合にあっては、事後直ちに説明を行う。
- 3 利用者について隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法によりその行動を制限する場合は、主治の医師の意見を聞き、恣意的な判断を避ける。

- 4 利用者について隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法によりその行動を制限する措置を採った場合は、その措置を採るに至った経過、事業者内における検討の過程及び結果、主治の医師の意見、利用者及びその家族等に対する説明の概要などについて記録し、その記録をその完結日から5年間は保管する。
- 5 隔離、身体的拘束、薬剤投与その他の方法により、その行動を制限した利用者については、早急に通所リハビリテーション計画を見直し、以降同様の措置を講じないよう努める。
- 6 当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

- 第10条 当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(褥瘡対策等)

- 第11条 当事業所は、利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡対策指針（別添）を定め、その発生を防止するための体制を整備する。

(利用料その他の費用の額)

- 第12条 通所リハビリテーションの利用料は、厚生労働大臣が定めた告示上の基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、法に定める利用者負担割合による額を利用料とする。
- 2 その他利用料については、別表利用金表により支払を受ける。
 - 3 前第1項及び第2項に定める費用の支払を受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書を用いて説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
 - 4 その他、新たに費用の徴収が必要となった場合や変更となった場合などは、その都度利用者又はその家族に対し説明し、同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第13条 通常の事業の実施地域を以下のとおりとする。

上越市〔柿崎区、吉川区、大潟区、頸城区〕 柏崎市〔大清水・米山町・上輪・上輪新田・笠島〕とする。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

- 第14条 当事業所の利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 面会は、平日午後1時～午後4時。
- ・ 飲酒・喫煙は、特別に指定した日以外は、禁酒・禁煙とする。
- ・ 火気の取扱は、禁ずる。
- ・ 設備・備品の利用は、職員の指示による。
- ・ 所持品・備品等の持込みは、日常必要物品以外禁止する。
- ・ 金銭・貴重品の持込みは、原則禁止とする。ただし、やむを得ない事由により持ち込んだ場合の管理は利用者及びその家族とする。
- ・ ペットの持込みは、禁ずる。

- ・ 利用者の「営利行為、宗教活動、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。
- ・ その他管理上必要な指示に従わない場合は厳重注意をする事がある。

(非常災害対策)

- 第15条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。
- (1) 防火管理者には、事業所で有資格者である者を充てる。
 - (2) 火元責任者には、事業所従業員を充てる。
 - (3) 夜間における療養棟の火元責任者は夜勤者がこれにあたる。
 - (4) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。
 - (5) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - (6) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、職員が任務の遂行に当る。
 - (7) 防火管理者は、当事業所職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
 - ①防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・年2回以上
 - ②利用者を含めた総合避難訓練・・・・・・・・・・年1回以上
 - ③非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・随時
 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。
 - (8) 当事業所は（7）に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する通所リハビリテーションサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 当事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
 - 3 当事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

- 第17条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針（別添）を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当事業所は、利用者に対し必要な措置を行う。
- 2 当事業所医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼する。
 - 3 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業員に対する定期的な研修を実施する。
 - 4 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(職員の服務規律)

- 第18条 当事業所職員は、関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当っては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。
- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇する。
 - (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
 - (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第19条 当事業所職員の資質向上のために、研修の機会を確保する。

- 2 当事業所は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

(職員の勤務条件)

第20条 当事業所職員の就業に関する事項は、社会福祉法人 みんなでいきる就業規則による。

(職員の健康管理)

第21条 当事業所職員は、この施設が行う年1回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第22条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針（別添）を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
 - (1) 当事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 当事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 当事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。
 - (4) 「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。
- 3 栄養士、管理栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月1回、検便を行わなければならない。
- 4 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第23条 当事業所職員に対して、当事業所職員である期間及び当事業所職員でなくなった後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行うほか、当事業所職員等が本規程に反した場合は、違約金を求めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第24条 地震等非常災害その他やむを得ない事情のある場合を除き、利用の定員を超えて利用させない。

- 2 運営規程の概要、当事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応については、当事業所内に掲示する。
- 3 当事業所は、適切な通所リハビリテーションサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 4 通所リハビリテーションサービスに関連する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人 みんなでいきる介護老人保健施設サックス米山の業務調整会議に諮りその指示に従う。

付 則

この規程は、平成15年 9月12日より施行する。

平成16年 6月1日改定 第5条、第6条

平成17年 1月1日改定 第4条、第11条（所在地、他）

平成17年	4月1日改定	第5条(5)
平成17年	10月1日改定	第3条、第10条、第14条、第19条、第20条
平成18年	4月1日改定	第10条
平成24年	9月21日改定	第4条(5)
平成26年	4月1日改定	第1条、第16条、第20条(法人名変更)
		第4条(5)(管理者名変更)
平成26年	4月7日改定	第11条(通常の事業の実施地域変更)
平成28年	4月1日改定	第6条(1)(営業日及び営業時間 年末年始休日追記)
平成28年	4月1日改定	第9条(4)(記録保存期間変更)
平成28年	4月1日改定	第14条(事故発生の防止及び発生時の対応追記)
平成28年	4月1日改定	第19条(衛生管理 感染症及び食中毒まん延防止指針追記)
令和 3年	7月1日改定	第1条 (運営規定設置の主旨)「事業所」に変更
		第2条 (施設の目的)を(事業の目的)に変更
		第3条 3・8(運営の方針)追記
		第4条 (6)(施設の名称及び所在地等)追記
		第5条 (従業者の職種、員数及び職務の内容)追記 ・変更
		第8条 (通所リハビリテーションの内容)「当事業所」 変更
		第9条 6(拘束の禁止)追記
		第10条 (虐待防止のための措置に関する事項)新規追加
		第11条 (褥瘡対策等)新規追加
		第14条 (事業所の利用にあたっての留意事項)「事業所」 に変更
		第15条(7)(非常災害対策)「当事業所」に変更
		第15条(8)(非常災害対策)追記
		第16条 (業務継続計画の策定等)新規追加
		第17条 1(事故発生の防止及び発生時の対応)「当事業所」 に変更
		第17条2・3・4(事故発生の防止及び発生時の対応)追記
		第18条 (職員の服務規律)「事業所」に変更
		第19条 2(職員の質の確保)新規追加
		第20条 (職員の勤務条件)「当事業所」に変更
		第21条 (職員の健康管理)「当事業所」に変更
		第22条 2(衛生管理)新規追加
		第23条 (守秘義務及び個人情報の保護)「当事業所」に 変更
		第24条 2(その他運営に関する重要事項)「当事業所」に 変更
		第24条 3(その他運営に関する重要事項)新規追加
		第24条 4(その他運営に関する重要事項)変更
令和 4年	6月30日改定	第 4条(5)(管理者名変更)
令和 4年	8月29日改定	第 4条(5)(管理者名変更)
令和 4年	12月1日改定	第 9条 4(拘束の禁止)修正
		第13条 (通常の業務の実施地域)「上越市」追記
令和 6年	4月1日改定	第 4条(5)(管理者名変更)